

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R2-22)

別紙1

施策名	5-1.基盤的施策の実施及び国際的取組					担当部局名	自然環境局 自然環境計画課 生物多様性センター	作成責任者名 (※記入は任意)	自然環境計画課長 植田 明浩			
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。					政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進					
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2012-2020に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。				目標設定の考え方・根拠	生物多様性国家戦略2012-2020		政策評価実施予定時期	令和2年9月			
測定指標	基準値	目標値		年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度	目標年度	年度ごとの実績値								
				H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
1 「生物多様性」の認識状況	30%	H16年度	75%	R元年度	-	-	75%	-	-	-	-	生物多様性国家戦略2012-2020において、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画の横断的・基盤的施策の一つとして「生物多様性の主流化の促進」を掲げており、その数値目標として、同測定指標を用いているため。
2 生物多様性地域戦略策定済自治体数(都道府県)	18都道府県	H23年度	47都道府県	R2年度	-	-	-	47	-	-	-	生物多様性国家戦略2012-2020において、おおむね令和2年度までの間に重点的に取り組むべき施策の方向性を示した基本戦略の一つとして「生物多様性を社会に浸透させる」ことを掲げており、地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定を促進していく際の数値目標として、同測定指標を用いているため。
3 生物多様性国家戦略2012-2020に定める我が国の国別目標の関連指標の改善状況	-	H22年度	100%	R2年度	-	-	-	100%	-	-	-	生物多様性に関する国際的な目標である愛知目標の達成にむけて、わが国の生物多様性国家戦略2012-2020において国別目標及び関連指標を定めている。この関連指標の状況が、施策の進捗状況を測定するための指標として適切であるため。
4 全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[整備図面数/全国土図面数]	国土の35%	H18年度	100%	R4年度	84%	88%	89%	91%	95%	100%	-	生物多様性国家戦略2012-2020等において、国土の自然環境の基本情報図である縮尺1/2.5万植生図については、平成32年までに国土の可能な限り広い面積を整備するなど早期の全国整備を進めるとしている。そのため、今後も需要が多い地域を中心に、整備を進める必要があるため。
5 生物多様性保全に係る必要な国際的取組の状況	生物多様性保全のための国際的な取組の推進	-	-	-	各国の愛知目標達成に向けた取組を推進するとともに、国際的な枠組みにリーダーシップ・パートナーシップを発揮・構築することで、地球規模の生物多様性保全に寄与するため。							

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	令和2年度 行政事業レビュー 事業番号
	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度			
(1) 国際分担金等経費 (昭和54年度)	252 (249)	251 (251)	253 (251)	250	5	<p><達成手段の概要> ・生物多様性条約事務局等に専門家を長期派遣し連絡調整を図るとともに、生物多様性日本基金の運営管理を通じて、愛知目標の達成に向けた取組を推進する。 ・生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム(IPBES)の活動を支援する。 ・南極条約事務局に拠出し、南極条約協議国会議の取りまとめ・運営を実施する条約事務局を支援することにより、南極地域の環境保全に対する国際的な貢献と連携の確保に資する。</p> <p><達成手段の目標> ・愛知目標達成に向け、各国の国家戦略の策定・改定を進めるため、個別の技術支援・助言や、情報共有・発信を目的としたウェブサイトの運営を通じて、きめ細やかな支援を実施する。 ・IPBESにより生物多様性の地球規模及び地域規模での科学的評価等が実施される。 ・南極条約事務局における会合等の運営及び支援、協議国間の情報交換及び連絡、文書の作成及び翻訳が適切に行われるよう推進する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・各国の愛知目標達成に向けた取組が促進されるとともに、我が国の生物多様性分野での国際的なリーダーシップの発揮と国際的なパートナーシップの強化が期待される。 ・IPBESによる生物多様性の地球規模及び地域規模での科学的評価等に基づき、国内外で適切な施策が策定・実施され、地球規模の生物多様性の保全が図られる。 ・南極条約協議国の一員として、南極条約事務局の適切な運営に寄与し、南極地域の環境保全に適切に貢献する。</p>	189
(2) 生物多様性センター維持 運営費 (平成10年度)	93 (73)	88 (73)	93 (64)	117	1	<p><達成手段の概要> 生物多様性条約第10回締約国会議で採択された愛知目標の達成に向け、平成24年9月に閣議決定された生物多様性国家戦略2012-2020に基づき生物多様性関連施策の着実な推進を図る。特に生物多様性の認知度をあげることを目標に以下の施策を行う。 ・生物多様性センターの維持運営に必要な施設維持管理を行う。 ・文献等の資料、動植物標本及び生物多様性情報を収集・管理・提供する。 ・生物多様性の保全に関する普及啓発を行う。</p> <p><達成手段の目標> 適切な施設の維持・運営、文献・標本・生物多様性情報等の収集・管理等、生物多様性の保全に関する普及啓発を行い生物多様性の認知度を上昇させる。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・生物多様性に係る情報を発信する施設を適切に維持管理することで、生物多様性の保全に関する普及啓発に寄与する。 ・生物多様性に関する資料・情報を収集・管理し、積極的に情報発信することで、生物多様性の保全に関する普及啓発を促進する。 ・各種イベント等を通じて、生物多様性の保全に関する普及啓発に貢献することで生物多様性を社会に浸透させることにつながる。このことは、施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。</p>	190
(3) 自然環境保全基礎調査費 (昭和48年度)	201 (192)	73 (63)	55 (53)	68	3,4	<p><達成手段の概要> 自然環境保全法第4条に基づき、全国的な観点からわが国における自然環境の現状及び改変状況を把握し、自然環境保全等の施策を推進するための基礎資料を整備・提供する。</p> <p><達成手段の目標> 自然環境に関する全国的な基盤情報を、継続的に収集・提供する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 全国的な観点からわが国における自然環境の現状及び改変状況を把握し、自然環境保全の施策を推進するとともに基礎資料を整備することは、施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。</p>	191
(4) 地球規模生物多様性モニ タリング推進事業費 (平成15年度)	301 (299)	309 (309)	322 (322)	305	3	<p><達成手段の概要> 国内の各生態系を対象として、全国約1,000か所において継続的なモニタリングを実施し、その変化を把握する。 東・東南アジア地域の生物多様性情報の整備、CITES掲載種分類学能力構築のための研修を実施する。</p> <p><達成手段の目標> 生物多様性の保全や地球温暖化等による影響評価等に資する基礎情報を収集・提供する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 我が国を代表とする生態系の現状と時系列・空間的変化をとらえ、科学的かつ客観的なデータを収集し、生物多様性保全施策に必要な科学的基盤情報の整備・提供を行うことは、施策の達成すべき目標である「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める」ことに寄与する。また、「東・東南アジア地域の生物多様性情報の整備や、同地域における能力構築等の国際的な取組を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全」に寄与する。</p>	192

<p>(5) 地球規模生物多様性情報システム整備推進費 (平成6年度)</p>	<p>95 (95)</p>	<p>97 (96)</p>	<p>89 (84)</p>	<p>101</p>	<p>3</p>	<p><達成手段の概要> 生物多様性情報システム(J-IBIS)等を引き続き整備し、WebGIS技術を用いた提供を行うなど生物多様性保全に係る情報の利活用を推進する。 <達成手段の目標> J-IBISの機能及び提供情報を拡充し、生物多様性に関する情報提供を積極的かつ速やかに実施する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 生物多様性情報システム(J-IBIS)は、我が国の生物多様性及び自然環境に関するさまざまな情報を収集し広く提供することを目的として、構築されたシステムである。 ・生物多様性に関する情報収集をWebGISを用いた情報提供を行い、生物多様性保全に係る情報の利活用に貢献する。 ・生物多様性に関する情報の拡充、親しみやすいWebコンテンツの見直しを行い国民への生物多様性に関する普及啓発に寄与する。</p>	<p>193</p>
<p>(6) 生物多様性国家戦略推進費(「生物多様性基本施策関係経費」からの名称変更) (平成20年度)</p>	<p>38 (29)</p>	<p>36 (26)</p>	<p>36 (29)</p>	<p>45</p>	<p>1,2,3</p>	<p><達成手段の概要> ・生物多様性条約第10回締約国会議(平成22年10月名古屋で開催)で採択された愛知目標の達成に向け、平成24年9月に閣議決定された生物多様性国家戦略2012-2020に基づき生物多様性関連施策の着実な推進を図る。特に、COP12での中間評価を踏まえてとりまとめた「生物多様性国家戦略2012-2020の達成に向けて加速する施策」を中心に一層取組を強化していく。 ・生物多様性の状況に関する調査分析を行い、生物多様性基本法に基づく生物多様性白書を作成する。 ・生物多様性保全に資する生態系を活用した気候変動への適応策に関する手引きについて、令和3年度までの作成を目指す。また、適応策の一つとして、自然生態系の有する機能を生かした防災・減災対策の基本的な考え方の普及を図る。 <達成手段の目標> ・生物多様性条約第6条及び生物多様性基本法第11条に基づき平成24年9月に策定された生物多様性国家戦略2012-2020の着実な実施に向け、生物多様性関連施策の一層の展開を図る。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・生物多様性国家戦略は、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本計画であり、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全に関する施策実施の根拠となることから、同戦略の取組を加速させることは、施策の達成すべき目標である「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める」ことに寄与する。</p>	<p>195</p>
<p>(7) 「国連生物多様性の10年」推進事業費 (平成23年度)</p>	<p>13 (12)</p>	<p>15 (15)</p>	<p>15 (14)</p>	<p>15</p>	<p>1</p>	<p><達成手段の概要> 主要なセクターの参画を得て設立した「国連生物多様性の10年日本委員会」により、各セクターや地域における取組のサポート、セクター間の連携促進、国民的理解と参画の増進、生物多様性国家戦略改定へのインプット、他国の委員会とのネットワークを構築する。 <達成手段の目標> ・「国連生物多様性の10年日本委員会」における後半5年の目標と取組をまとめたロードマップに基づき、各取組を更に推進する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・「国連生物多様性の10年日本委員会」の事業を実施・推進することで、「生物多様性」に関する国民的な認知度向上、理解増進につながる。このことは、施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。 ・生物多様性に関する各セクターの取組を後押しすることで、生物多様性の保全と持続可能な利用を促進し、生物多様性を社会に浸透させることにつながる。このことは、施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」に寄与する。</p>	<p>196</p>
<p>(8) ポスト2020目標検討等調査費 (平成31年度:中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費) (平成24年度:愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費) (平成23年度:ポスト2010年目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費)</p>	<p>41 (41)</p>	<p>41 (40)</p>	<p>44 (37)</p>	<p>50</p>	<p>3,5</p>	<p><達成手段の概要> 生物多様性条約COP10で決定した愛知目標を世界的に実現するため、事業者や消費者等の民間部門における生物多様性保全への参画推進、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する名古屋議定書の国内措置の着実な実施、生物多様性の経済価値評価、資源動員戦略の検討等が不可欠となっている。これらに関する課題を整理し、愛知目標の実現に向けて取り組んでいく上での主要課題を検討するとともに、2021年以降の生物多様性の新たな世界目標(ポスト2020生物多様性枠組)の議論に積極的に貢献することを目的とする。 <達成手段の目標> ・経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を図るべく、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた事業者の取組に関する情報収集・発信を行い、経済社会における生物多様性の保全等の促進につなげる。 ・今後の課題について検討するために、生物多様性を対象とした経済的価値の評価に係る国内外の情報収集を行う。 ・資源動員目標の達成及び愛知目標の達成によるSDGs達成への貢献。 ・名古屋議定書の国内措置の効率的かつ効果的な実施。 ・生物多様性に係る条約関連会合の議論を効率的かつ効果的なものになるよう進める。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・説明会の実施、特設ウェブサイトの運用・保守、諸外国法令の翻訳等を行い、名古屋議定書の国内措置の普及啓発及び実施を支援する。 ・個々の事業者によるサプライチェーンも考慮した自主的な取組の促進を図るとともに、事業者間及び多様な主体間の連携・協働を促進することにより、民間部門における自発的な生物多様性の取組が推進され、自然環境の保全に寄与する。 ・生物多様性が有する価値を経済的な評価により可視化し、評価結果等を活用して生物多様性の重要性についての普及広報等を推進することで、生物多様性の主流化に貢献する。 ・資源動員目標の達成方策の検討を進めることにより、各種生物多様性保全施策の実施に寄与する。 ・生物多様性に係る条約関連会合への専門家の派遣により、議論の進展に貢献する。</p>	<p>197</p>

<p>(9) 生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム推進費(平成25年度)</p>	<p>44 (39)</p>	<p>38 (32)</p>	<p>39 (35)</p>	<p>39</p>	<p>3.5</p>	<p><達成手段の概要> ・生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学—政策プラットフォーム(IPBES)の活動に係る国内連絡会等を開催する。 ・既存の観測データ、調査結果の収集・提供を行う。 ・日本人専門家をIPBESの総会、学際的専門家パネル会合、タスクフォース及び専門家グループ会合、地球規模生物多様性情報機構(GBIF)の会議へ派遣し、評価報告書等の成果物への知見提供・情報収集等を行う。 <達成手段の目標> ・日本人専門家間での情報共有を推進する。 ・収集した観測データ、調査結果がIPBESの情報基盤となる。 ・IPBESやGBIFの成果物に日本の知見が反映される。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・評価及び予測結果について広く広報や啓発を行うことにより、生物多様性・生態系サービスと暮らしのつながりについての理解を深め、生態系等の重要性が認識され保全や持続可能な利用に向けた取組の一層の推進を図ることで、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発」に寄与する。 ・IPBESやGBIFの成果物に日本の知見が反映され、地球規模及び我が国の施策検討の基礎となる科学的知見の深化等が進むことにより、「国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る」ことに寄与する。</p>	<p>206</p>
<p>(10) サンゴ礁生態系保全対策推進費((旧)アジア太平洋地域生物多様性保全推進費のうち、アジア・オセアニア重要サンゴ礁ネットワーク構築事業)(平成30年度)</p>	<p>30 (58)</p>	<p>31 (29)</p>	<p>31 (29)</p>	<p>32</p>	<p>3.5</p>	<p><達成手段の概要> ・東アジア地域のサンゴ礁生態系のモニタリングを推進し、保全事例に役立てる。 ・「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」を適切に執行し、また、同計画の最終評価を行い、次期行動計画を策定する。 <達成手段の目標> ・地球規模サンゴ礁モニタリングネットワーク(GCRMN)東アジア地域のモニタリング体制及び情報共有メカニズムを強化する。 ・「サンゴ礁生態系保全行動計画2016-2020」に掲げられた3つの優先課題について、令和2年度までの間に集中的に取り組み、サンゴ礁生態系の効果的且つ効率的な保全を促進する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・サンゴ礁生態系保全を促進し、生物多様性国家戦略2016-2020に掲げられているサンゴ礁生態系保全に関する目標を達成する。</p>	<p>201</p>
<p>(11) 森林・乾燥地・極地保全対策費(平成23年度)</p>	<p>29 (25)</p>	<p>29 (12)</p>	<p>31 (28)</p>	<p>30</p>	<p>5</p>	<p><達成手段の概要> ・世界の森林の生物多様性保全、砂漠化対処に関する普及啓発等を実施する。 ・南極地域の環境保全に関する国際的枠組の遵守とその発展に向けた自然資源の総合的な保全・管理を担保する。 <達成手段の目標> ・世界の森林の生物多様性の保全を図るための普及啓発を実施することで海外森林の生物多様性保全活動が継続的に促進される。また、砂漠化/土地劣化に対処するため、乾燥地における持続可能な放牧地管理のための住民参加による計画・管理モデルの普及浸透を図ることで、締約国としての国民意識が向上する。 ・南極地域の環境実態把握モニタリングの実施により南極観測において環境配慮が促進される。南極環境保護法に基づく手続きやその変更の更なる周知徹底を行うことで法的手続きの遺漏を防止する。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> ・生物多様性条約、国連森林フォーラムや砂漠化対処条約等の国際的取組の進展への貢献をすることで、世界の森林及び乾燥地における生物多様性の保全等に寄与する。 ・南極地域の保全により国際的枠組への参加を通じた地球規模の生物多様性保全に寄与する。</p>	<p>203</p>
<p>(12) アジア保護地域イニシアティブ構築推進事業(平成25年度)</p>	<p>32 (13)</p>	<p>26 (19)</p>	<p>24 (20)</p>	<p>19</p>	<p>5</p>	<p><達成手段の概要> 我が国を含むアジアにおける保護地域の管理水準の向上のため、第1回アジア国立公園会議(平成25年11月、仙台市)や第6回世界国立公園会議(平成26年11月、オーストラリア)の成果を踏まえ、我が国がリーダーシップを発揮してアジアにおける保護地域に係る連携のための枠組みを構築し、こうした枠組みに基づき国立公園等の保護地域の管理手法等に関する取組事例の共有や能力開発等の事業を実施する。 <達成手段の目標> アジアにおける愛知目標の達成を含めた生物多様性条約に基づく取組の推進に資するため、アジアにおける国立公園等の保護地域に係る連携のための枠組を通じた活動を通じ、ポスト2020目標も見据えつつ、アジアにおける保護地域の管理水準の向上を目指す。 <施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 各国の愛知目標達成に向けた取組が推進されるとともに、我が国の生物多様性分野での国際的リーダーシップの発揮とパートナーシップの強化を図ることにより、施策の達成すべき目標「国際的枠組みへの参加を通じて、自然資源の保全、地球環境の生物多様性の保全を図る」に貢献する。</p>	<p>198</p>

(13)	地域における対策・活用推進のための要注鳥獣等(クマ等)監視業務(平成27年度)	23 (21)	0	0	0	3	<p><達成手段の概要> 生態系や農林水産業などへの被害が甚大化している要注鳥獣(クマ等)などについて生息状況調査を行い、今後の生息分布を予測する。 なお、平成30年度より、自然環境保全基礎調査費と一体的に実施することにより、より効率的・効果的な事業の実施を目指す。</p> <p><達成手段の目標> 要注鳥獣(クマ等)7種の生息情報を収集し、分布状況を明らかにし、公開する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 平成30年度より、「自然環境保全基礎調査費」と一体的に実施することにより、施策の達成すべき目標である、「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。」により効率的・効果的に寄与する。</p>	(事業終了)
(14)	生物多様性保全推進支援事業(平成20年度)(関連:29-〇)	75 (73)	95 (90)	136 (129)	136	3	<p><達成手段の概要> 地域における生物多様性の保全・再生(特定外来生物防除対策、生物多様性保護地域保全再生、広域連携生態系ネットワーク構築、地域民間連携促進活動、国内希少野生動植物種生息域外保全、国内希少野生動植物種保全、特定外来生物早期防除計画策定)に資する先進的・効果的活動を支援する。</p> <p><達成手段の目標> 国の生物多様性の保全上重要な地域における保全活動を実施する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本達成手段は地域における生物多様性の保全・再生(特定外来生物防除対策、生物多様性保護地域保全再生、広域連携生態系ネットワーク構築、地域民間連携促進活動、国内希少野生動植物種生息域外保全、国内希少野生動植物種保全、特定外来生物早期防除計画策定)に資する活動を推進するものであり、施策の目標の達成に直接的に貢献する。</p>	207
(15)	気候変動適応計画推進のための浅海域生態系現況把握調査	16 (12)	15 (12)	13 (12)	13	3	<p><達成手段の概要> 浅海域生態系の現状把握調査を行い、沿岸域生態系における気候変動の影響評価等を行うことで、適応策の検討及び推進等に資する基盤的情報を整備・提供する。</p> <p><達成手段の目標> サンゴ群集の分布状況について把握する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> サンゴ礁の分布等を把握し、分布図の整備・提供を行うことは、施策の達成すべき目標である「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める」ことに寄与する。</p>	200
(16)	自然生態系を基盤とする防災減災推進費(令和2年度)	-	-	-	80	3	<p><達成手段の概要> 「令和元年東日本台風」において、自然生態系の機能が防災・減災に貢献した事例調査を行うとともに、流域全体での遊水機能等の強化と生物多様性の保全・再生に向けた生態系機能ポテンシャルマップ(旧湿地・氾濫原等を湿地・氾濫原等に戻した場合の保水力や生物多様性保全効果の評価)を作成する。</p> <p><達成手段の目標> 自然生態系の防災・減災機能についての要因分析やポテンシャルマップの作成を通じて、今後の流域単位での防災を念頭に置いた自然調和型地域づくりや、次期生物多様性国家戦略や国土利用計画等につなげ、自然生態系を基盤とした気候変動への適応や防災・減災を進めることを目指す。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本達成手段は「各種施策に必要な情報の収集・整備・提供」に寄与する。</p>	新32-0020
施策の予算額・執行額		1,272 (1,231)	1,144 (1,067)	1,181 (1,107)	1,096	<p>施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p> <p>生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日 閣議決定)</p>		